

師範學校  
編輯

日本畧史

上

K110.2

45

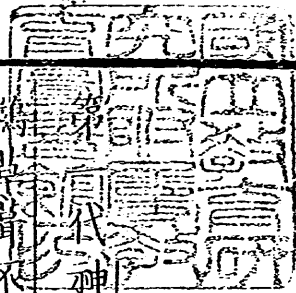
師範學校編輯  
文部省刊行

# 日本書紀

明治九年十月 三朋社翻刻

日本略史上卷

木村正辭 編  
那珂通高 訂



神武天皇ハ、天照大神、五世ノ孫ニレテ、  
葦原不合尊ノ子ナリ、

天祖天照大神ノ子ヲ天忍穗耳尊ト稱ス、天忍  
穗耳尊、彥火瓊々杵尊ヲ生ム、天祖高天原ニ在  
リテ、武甕槌經津主ノ二神ニ命シ、葦原中國ヲ、  
日本國ノ平定セシメ、皇孫彥火瓊々杵尊ニ賜  
フニ、三種ノ神器ヲ以テシ、其ノ國ニ降ラシメ

日本書紀 卷之...

テ、主トス、彦火瓊杵尊、日向國ニ居リ、彦火々出見尊ヲ生ム、彦火々出見尊ノ子ハ、即、鷓鴣草、葺不合尊ナリ

天皇生ナガラニレテ、明達ナリ、年十五ノ時ニ、立チテ太子トナリ、後、倭、橿原宮ニ治ス、○初、天皇日向ニ在リテ、諸兄、及皇子等ニ告グテ曰ク、昔、天神、此豐葦原、瑞穗國日本國ノ古名ナリヲ、我ガ天祖ニ授ケレヨリ、降リテ、西偏ニ居ルコト、多ク年所ヲ歷タリ、獨奈何セシ、遼邈ノ地、未、玉澤ニ露ハス、邑ニ君アリ、村ニ長アリ、以テ相陵轢スルヲ、吾將ニ東征レ

テ、都ヲ中州ニ定メ、以テ天業ヲ恢ニセンコトヲ欲スト、乃、親、皇族ヲ帥キテ、舟師東ヲ指シ、筑紫、安藝、吉備等ノ國ヲ經テ、難波ヨリ、河内ニ到リ、倭ニ入ラントス、長髓彦ト、云フ者アリ、衆ヲ悉レテ、コレヲ拒ク、皇軍利アラス、因リテ、轉シテ、路ヲ紀伊ニ取リ、丹敷戸畔ヲ、荒坂津ニ誅シ、頭八咫鳥ヲ以テ、鄉導トシ、菟田、下、縣ニ至リ、兄猾ヲ誅シ、又兄磯城等ヲ斬リ、遂ニ長髓彦ヲ征ス、是ヨリ先、饒速日、命天ヨリ降リテ、倭ニ居ル、長髓彦、コレヲ奉シテ主トシ、皇軍ニ抗ス、是ニ於テ、饒速日、命、長髓彦ヲ



神武天皇東征ノ圖

殺レテ降リ中州悉平グ、  
 天皇乃宮ヲ倭畝火檀原  
 ニ經營シテ帝位ニ即ク、  
 寔ニ辛酉ノ年ナリ明治  
 五年十一月詔シテ太陰  
 曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用キ、  
 此ノ歲ヲ以テ紀元トス、  
 即今明治七年ヲ距ルコ  
 ト二千五百三十四年ナ  
 リ○天皇在位七十六年

ニレテ崩ズ年百二十七

第二代、綏靖天皇ハ、神武天皇ノ子ナリ、天皇ノ廢

兄手研耳、命陰ニ不軌ヲ圖ル、天皇コレヲ覺リテ

同母兄神八井耳、命ト謀リコレヲ誅ス、○葛城ニ

都ス、コレヲ高岡宮トイフ、在位三十三年ニレテ

崩ズ年八十四

第三代、安寧天皇ハ、綏靖天皇ノ子ナリ、都ヲ片鹽

ニ遷ス、コレヲ淨穴宮トイフ、在位三十八年ニレ

テ崩ズ年五十七

第四代、懿德天皇ハ、安寧天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ

遷ス、コレヲ、曲峽宮トイフ在位、三十四年ニレテ  
崩ズ年七十七

第五代、孝昭天皇ハ、懿德天皇ノ子ナリ、都ヲ掖上  
ニ遷ス、コレヲ、池心宮トイフ、在位八十三年ニレ  
テ崩ズ、年百十四、

第六代、孝安天皇ハ、孝昭天皇ノ子ナリ、都ヲ室ニ  
遷ス、コレヲ、秋津島宮トイフ、在位、百二年ニレテ  
崩ス、年百三十七、

第七代、孝靈天皇ハ、孝安天皇ノ子ナリ、都ヲ黑田  
ニ遷ス、コレヲ、廬戸宮トイフ、在位、七十六年ニレ  
テ崩ズ、年百二十八、

第八代、孝元天皇ハ、孝靈天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ  
遷ス、コレヲ、境原宮トイフ、在位、五十七年ニレテ  
崩ズ、年百十六、

第九代、開化天皇ハ、孝元天皇ノ子ナリ、都ヲ春日  
ニ遷ス、コレヲ、率川宮トイフ、在位、六十年ニレテ  
崩ズ、年百十五、

第十代、崇神天皇ハ、開化天皇ノ子ナリ、都ヲ磯城  
ニ遷ス、コレヲ、瑞籬宮トイフ、天皇、神祇ヲ尊崇シ、  
皇女、豐鍬入姫命ヲレテ、天照大神ヲ、倭ノ笠縫、邑

皇女、豐鍬入姫命ヲレテ、天照大神ヲ、倭ノ笠縫、邑

ニ、祀ラレハ、初大神寶鏡ヲ皇孫ニ賜ヒテコレヲ、  
 殿内ニ奉ゼシム、是ニ至リテ其ノ威ヲ瀆サシコ  
 トヲ畏ル、故ニコレヲ遷レテ別ニ鏡劍ヲ模造セ  
 レメ、御座ニ置ク、又天社國社ヲ定ム、○將軍又北  
 陸、東海、吉備、丹波ノ四道ニ遣ハス、會武埴安彥反  
 ス、討チテコレヲ平ク、○始メテ人民ヲ校シテ、以  
 テ調役ヲ課ス、又諸國ニ令レテ船舶ヲ造ラシム、  
 任那國始メテ來貢ス、○天皇深ク心ヲ民事ニ用  
 非、天下大ニ治ル、民稱シテ、御肇國天皇トイフ、在  
 位、六十八年ニコレテ崩ズ、年百十九、

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神天皇ノ子ナリ、都ヲ纏  
 向ニ遷スコレヲ珠城宮トイフ、○皇后狹穗姫ノ  
 兄、狹穗彥、不軌ヲ圖リ、皇后ヲ誘ヒ逆ヲ行ハシメ  
 ントム、皇后實ヲ天皇ニ告ク、天皇八綱田ニ命レ  
 テコレヲ討タマム、狹穗彥拒守ス、皇后兄ヲ救ハ  
 ンコトラ欲シ、皇子譽津別尊ヲ抱キテ、城中ニ投  
 ズ、八綱田火ヲ縱チテ、城ヲ焚ク、皇后乃、皇子ヲ出  
 ダシテ、兄ト共ニ、城中ニ死ス、○新羅國ノ王子天  
 日槍來リテ、鏡、玉、刀、鉾等ヲ獻ス、○皇女倭姫命ヲ  
 レテ、豐鍬入姫命ニ代ヘテ、天照大神ヲ祀ラシム、

倭姫命、神教ニ隨トテ、祠  
 フ伊勢、度會ニ遷ス、○  
 詔レテ、殉死ヲ禁ズ、野見、  
 宿禰、土偶ヲ造リテ、殉ニ  
 代ヘムコトヲ請フ、天皇  
 コレヲ嘉レテ、立テ、水  
 制トシ、土師、臣ノ姓ヲ賜  
 フ、野見、宿禰、嘗テ、倭ノ當  
 麻、蹴速ト、カヲ角ベテ、コ  
 レニ克ツ、是、朝廷相撲ノ

野見宿禰土師ヲレテ  
 土偶ヲ作ラシムル圖



儀ノ權興ナリ、○天皇、在位、九十九年ニシテ崩ス、  
 年百三十九

第十二代、景行天皇ハ、垂仁天皇ノ子ナリ、纏向ニ  
 都ス、コレヲ、日代、宮トイフ、○筑紫ノ、熊襲反ス、天  
 皇親征シテ、コレヲ平グ、既ニシテ、熊襲再反ス、皇  
 子、日本武尊ヲシテ、コレヲ討タシム、皇子、時ニ年  
 十六、女装シテ、賊巢ニ入り、其レ首ヲ刺ス、餘衆咸  
 服ス、又皇子ヲシテ、東夷ヲ征セシム、皇子乃、伊勢  
 ニ到リテ、神宮ヲ拜ス、倭姫命、授ルニ、叢雲、劍、及燧  
 袋ヲ以テス、皇子、駿河、國ニ到ル、虜伴リ降リテ、皇

子ヲ誘ヒ、游獵セシメ、火ヲ放チ、其ノ野ヲ焚ク、皇子燧ヲ以テ、火ヲ出ダレコレヲ逆ニ燒キ、劍ヲ挺キテ、草ヲ薙ギ、賴リテ以テ、免ルミ。ゴトヲ得タリ、是ヨリ、叢雲劍ヲ改メテ、草薙劍トイフ。今、猶熱田ノ神宮ニ祀ル者、是ナリ。皇子遂ニ進ミテ、相摸ヨリ、上總ニ航セントス。海上暴風ニ遇ス。妃、橘媛神ニ祈リテ、海ニ投ス。暴風即止ム。船岸ニ達スルコトヲ得タリ。皇子進ミテ、蝦夷ノ境ニ到ル。賊皆風ヲ望ミテ降り、邊境悉平ク。皇子還リテ、碓日嶺ニ登リ、東南ヲ顧ミ、橘媛ヲ追慕シ、歎ジテ曰ク、吾孀

者耶ト、山東ノ諸國、コレニ因リテ、今猶吾孀國今國ニト稱ス、皇子、伊吹山ニ至リ、山神ノ毒氣ニ中リテ病ム。乃夷俘ヲ、伊勢ノ神宮ニ獻ジ、吉備武彥ヲレテ、京ニ復命セシメ、遂ニ、伊勢ノ能褒野ニ薨ズ。時ニ年三十、天皇大ニ悼惜シ、其ノ功ヲ録レテ、武部ヲ定ム。○天皇、近江國ニ幸レテ、志賀ニ居ルコト三年、コレヲ、高穴穗宮トイフ。在位、六十年ニシテ崩ズ。年百四十三。

第十三代、成務天皇ハ、景行天皇ノ子ナリ。高穴穗宮ニ即位ス。武内ヲ大臣トス、大臣ヲ置クコト、此



ニ始マル、國郡ニ造長ヲ立テ、縣邑ニ稻置ヲ置キ、  
山河ヲ界ヒテ、國縣ヲ分ツ、在位六十年ニシテ崩  
ズ、享年未詳

第十四代、仲哀天皇ハ、景行天皇ノ孫ニシテ、日本  
武尊ノ第二子ナリ、大伴武以ヲ大連トス、大連ヲ  
置クコト、此ニ始マル、天皇、皇后ト、越前ノ角鹿ニ  
幸ス、既ニシテ、皇后ヲ留メテ、紀伊ニ巡狩ス、會熊  
襲反ス、天皇親征シテ、長門ニ至リ、宮室ヲ造リテ、  
コレニ居ル、コレヲ豐浦宮トイフ、皇后モ亦至ル、  
與ニ進ミテ、筑紫ニ幸シ、香椎宮ニ居リ、群臣ヲ會

レテ議ス、時ニ神アリ、皇后ニ憑リテ曰ク、熊襲ノ  
如キハ、師旅ヲ勞スルニ足ラズ、西方ニ寶國アリ、  
新羅トイフ、モレ能ク我ヲ祭ラバ、其ノ國必服シ  
テ、熊襲モ亦自從ハント、天皇信ビズ、數月ヲ歷テ、  
香椎宮ニ崩ズ、在位九年、享年未詳

第十五代、神功皇后ハ、仲哀天皇ノ后、開化天皇ノ  
五世ノ孫ニシテ、氣長宿禰王ノ女ナリ、磐余ニ都  
ス、コレヲ若櫻宮トイフ、○皇后、仲哀天皇ノ崩ズ  
ルニ及ビテ、大臣武内ト謀リ、秘レテ喪ヲ發セズ、  
神教ヲ奉シテ、西征セントス、會身メルコト有リ



テ、産月ニ當ル、乃石ヲ腰ニ挿ミ、祝レテ曰ク、願クハ、事竟ヘテ還ラム日ニ、茲土ニ媿セレメヨト、遂ニ新羅ヲ征ス、新羅王出デ、降リ金銀、絹帛ヲ、船八十艘ニ載セテ獻ズ、コレヲ調貢ノ定額トス、是ニ於テ、高麗百濟ノ二國王モ、亦降ル、コレヲ二韓

トイフ、今ノ朝鮮國是ナリ、皇后、因リテ官家ヲ置キ、還リテ筑紫ニ到リ、皇子ヲ産ム、是應神天皇ナリ、皇后、朝ニ臨ミ、政ヲ攝スルコト、六十九年ニシテ崩ス、年一百、

第十六代、應神天皇、仲哀天皇ノ子ナリ、輕島ニ都ス、コレヲ豐明宮トイフ、皇太后ノ攝政三年ニ立チテ太子トナリ、此ニ至リテ即位ス、時ニ年七十一、○百濟王、其ノ國ノ博士、王仁ヲシテ、冶工卓素、兵服西素等ヲ率ヰテ、入朝セシメ、論語、及千字文ヲ獻ズ、皇子菟道稚郎子、王仁ヲ師トシテ學ブ、

高麗ノ使者來リテ表ヲ上ルニ及ビテ稚郎子其  
文ヲ以テ倭嬾ナリトシ、奏シテ使者ヲ責メ、表ヲ  
壞ル、○稚郎子ヲ立テ、皇太子トス、○天皇在位、  
四十一年ニシテ崩ズ、年百十一、

第十七代、仁德天皇ハ、應神天皇ノ子ニシテ、皇太  
子ノ兄ナリ、應神天皇崩ズルニ及ビテ、皇太子位  
ヲ天皇ニ讓ル、天皇聽カズ位ヲ空モクスルコト  
三年、皇太子、天皇ノ志奪フベカラザルヲ知リテ、  
自殺ス、是ニ於テ、天皇遂ニ即位シ、都ヲ攝津ノ難  
波ニ遷ス、コレヲ、高津宮トイフ、一日、天皇久烟ノ

稀少ナルヲ見テ、民ノ貧シキヲ知り、租稅ヲ除ク  
コト三年、百姓大ニ富ム、○難波、堀江ヲ鑿リ、池溝  
ヲ通シ、堤防ヲ築ク、民皆其ノ利ニ賴ル、○蝦夷反  
ス、將軍田道ヲ遣ハシテ、コレヲ征セシム、○天皇  
在位、八十七年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス

第十八代、履仲天皇ハ、仁德天皇ノ長子ナリ、磐余  
若櫻宮ニ治ス、住吉仲皇子反ス、瑞齒別皇子、反正天皇

コレヲ誅ス、二皇子共ニ、天皇ノ弟ナリ、○天皇詔  
シテ、史ヲ諸國ニ置キ、言事ヲ記シ、四方ノ志ヲ達  
セシム、始メテ藏職ヲ置ク、因リテ藏部ヲ定ム、在

位、六年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス、

第十九代、反正天皇ハ、履中天皇ノ同母弟ナリ、都

ヲ河内ノ丹比ニ遷ス、コレヲ、柴籬宮トイフ、在位

六年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス、

第二十代、允恭天皇ハ、反正天皇ノ同母弟ナリ、都

ヲ遠飛鳥宮ニ遷ス、反正天皇崩シテ嗣無シ、群臣

迎ヘテ、天皇ヲ立ツ、天皇辭シテ許サズ、群臣固ク

請フ、遂ニ即位ス、○天皇詔シテ百官諸臣ヲ會シ、

姓氏ノ詐冒ヲ正ス、在位、四十二年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス、

第二十一代、安康天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、允恭

天皇、木梨輕皇子ヲ立テ、太子トス、太子淫虐ナ

ルヲ以テ、群臣望テ天皇ニ歸ス、太子兵ヲ集メテ、

將ニ天皇ヲ襲ハントス、天皇群臣トコレヲ攻メ、

太子自殺ス、因リテ即位シ、都ヲ石上ニ遷ス、コレ

ヲ穴穗宮トイフ、○天皇母弟大泊瀨皇子雄略天皇ノ

爲ニ、大草香皇子ノ妹、幡梭皇女ヲ聘セシトス、使

者詐リテ、大草香皇子ヲ奉ゼズト奏ス、天皇怒

リテ、皇子ヲ殺シ、其ノ妃、中蒂姫ヲ取りテ、皇后ト

ス、○初皇后、大草香皇子ノ家ニ在リテ、眉輪王ヲ

生ノリ、後天皇山宮ニ幸シテ、皇后ト宴シ、醉テ寢ス。王、天皇ヲ弑シテ、大臣葛城圓ノ家ニ匿ル。時ニ年七歳ナリ、天皇在位三年、年五十六、

第二十二代雄略天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、天皇峻刻ニシテ、伉健人ニ過キタリ、安康天皇ノ弑セラル、ニ方リテ、天皇諸兄ヲ疑ヒ、兵ヲ率テ、ハ鈞、白彦皇子ニ迫リ、遂ニコレヲ斬リ、圓ノ第ヲ圍ミ、火ヲ縱チテ、圓及眉輪王ト坂合黑彦皇子トヲ焚殺ス。又市邊押磐皇子及御馬皇子ヲ殺シ、遂ニ泊瀨朝倉宮ニ即位ス。○天皇嘗テ葛城山 獵ス、

野猪突キ至ル、舍人ニ命シテ、刺テ殺サシメントス、舍人怖シテ、チレヲ避ク、天皇怒リテ、舍人ヲ戮セントス、皇后幡梭皇女諫メテ曰ク、獸ノ故ヲ以テ、人ヲ殺サバ、豈豺狼ニ異ナランヤト、天皇欣然トシテ曰ク、人ハ禽獸ヲ獲、朕ハ善言ヲ獲タリト、乃舍人ヲ釋ス。○天皇、皇后ニ勅シテ、親桑ヲ採ラシメテ、以テ蠶事ヲ勸ム。○吳人來聘シテ、工女漢織、吳織、衣縫、兄媛弟媛ヲ貢ス。○豐受大神ヲ、丹波ヨリ、伊勢ノ山田ニ遷シ、祀ル。天皇在位二十三年ニシテ崩ス、年六十二、

第二十三代清寧天皇ハ、雄略天皇ノ子ナリ、磐余、  
 獲粟宮ニ治ス、皇弟星川皇子反ス、討テテコレヲ  
 平グ、天皇嗣無キヲ憂フルモト久シ、市邊押磐皇  
 子ノ遺子億計弘計ニ王、播磨國ニ在リト聞キ、迎  
 ヘテ億計王ヲ立テ、皇太子トス、○天皇在位、五  
 年ニシテ崩ズ、年四十一、

第二十四代顯宗天皇ハ、即弘計王ナル、清寧天皇  
 崩シテ後、皇太子位ヲ天皇ニ讓ル、天皇固辭ス、是  
 ニ於テ、姑飯豐青皇女、政ヲ角刺宮ニ聽ク、九月ニ  
 シテ皇女崩ズ、皇太子及大臣平群、真鳥等固ク請

フ、因リテ近飛鳥ハ釣宮  
 ニ即位ス、皇太子ハ仍故  
 ノ如シ、○天皇父ノ害セ  
 ラレシ時、尚幼ニシテ、其  
 ノ墓ノアル所ヲ知ラズ、  
 因リテ父老ヲ聚メ、親臨  
 シテ歴問シ、遂ニコレヲ  
 近江ノ來田綿蚊屋野ニ  
 得テ、改葬ス、○天皇久シ  
 ク民間ニ在リテ、百姓ノ

億計弘計ニ王起舞ノ圖



疾苦ヲ知ル、故ニ賦斂ヲ薄クシ、貧窮ヲ恤ム、又比年豐熟シテ、穀一斛ノ直銀錢一文ナルニ至ル、在位三年ニシテ崩ズ、年三十八、

第二十五代仁賢天皇、卽億計王、子アリ、石上、廣高宮ニ卽位ス、天皇仁惠謙恕、吏ハ其ノ職ニ稱ヒ、民ハ其ノ業ヲ安クシ、戸口蕃殖ス、初、顯宗天皇位ニ卽キテ、雄略天皇ノ陵ヲ發キ、父ノ仇ヲ報ゼントス、天皇コレヲ諫メテ止ム、在位十一年ニシテ崩ズ、年五十、

第二十六代武烈天皇、子仁賢天皇ノ子、子アリ、仁賢

天皇崩ズルニ及ビテ、大臣平群、真鳥、潛ニ篡奪ヲ謀リ、其ノ子鮪、又天皇ニ禮ナレ、是ニ於テ、大伴、金村ト謀リテ、父子ヲ誅シ、泊瀨、列城、宮ニ卽位ス、○天皇刑律ヲ好シ、法令嚴明ナリ、諸ノ酷刑、親臨セザルハ無シ、民皆震怖ス、在位八年ニシテ崩ズ、享未詳ナラス、年

第二十七代繼體天皇、應神天皇ノ五世ノ孫ナリ、父又彦主人、王トイフ、○天皇幼ニシテ孤ナリ、母ニ從ヒテ、越前ノ高向ニ居リ、長テ及ビテ、大度アリ、士ヲ愛シ、賢ヲ禮ス、武烈天皇崩シテ嗣

無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎フ、天皇遂ニ河内ノ樟葉宮ニ即位ス、後又都ヲ磐余ニ遷ス、コレヲ玉穗宮トイフ、近江、毛野ヲシテ、新羅ヲ代チ、任那ノ故地ヲ復セシム、筑紫國、造磐井、反シテ謀ヲ新羅ニ通ス、物部、麤鹿火ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム、○天皇、在位、二十五年ニシテ崩ス、年八十二、第二十八代、安閑天皇ハ、繼體天皇ノ子ナリ、都ヲ勾、金橋宮ニ遷ス、在位、二年ニシテ崩ス、年七十、第二十九代、宣化天皇ハ、安閑天皇ノ同母弟ナリ、安閑天皇崩シテ嗣無シ、群臣ノ請ニ因リテ即位

シ、都ヲ檜隈ニ遷ス、コレヲ廬入野宮トイフ、○詔シテ筑前ノ屯倉ヲ修シ、以テ凶荒ニ備ベシム、在位、四年ニシテ崩ス、年七十三、第三十代、欽明天皇ハ、繼體天皇ノ子ナリ、宣化天皇崩シテ嗣無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎ハ、因リテ即位ス、都ヲ磯城島ニ遷ス、コレヲ金刺宮トイフ、○百濟ヨリ、佛像及經論ヲ獻ス、天皇コレヲ蘇我稻目ニ賜フ、會、諸國大ニ疫アリ、物部、尾輿等、謂ハラク、蕃神ヲ禮スルノ致ス所ナリト、因リテ奏レテ、佛像ヲ難波、堀江ニ投ス、○新羅、任那ヲ滅シ、我



官府ヲ毀ツ、紀男麻呂、河邊瓊缶ヲシテ、コレヲ討タシム、瓊缶輕進シテ利ヲ失ヒ、擒ニセラレ、調伊企儼コレニ死ス、○大伴狹手彦高麗ヲ討チテ、コレヲ破リ、其ノ都城ニ入り、珍寶ヲ得テ還ル、○天皇疾アリ、後事ヲ以テ、皇太子ニ屬シテ曰ク、新羅



佛像ヲ難波堀江ニ投スル圖

ヲ征シテ、任那ヲ復セヨト、遂ニ崩ス、在位三十二年、系年未詳ナラス

第三十一代敏達天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、都ヲ譯語田ニ遷ス、コレヲ幸玉宮トイフ、○天皇葦北國造ノ子、日羅久シク百濟ニ在リテ、夷情ヲ知ルヲ以テ、コレヲ召シ還シ、新羅ヲ伐ツノ策ヲ問フ、日羅曰ク、夷ヲ服スルノ道、國本ヲ培養スルニ在リト、具ニ其ノ策ヲ陳ス、天皇コレヲ嘉ス、○蘇我馬子、佛ヲ信ジ、寺塔ヲ建ツ、物部守屋、中臣勝海、コレヲ劾奏ス、馬子病ヲ爲ニ、佛ニ禱ラン、西トテ請

フ、天皇、乃勅レテ曰ク、汝獨、コレヲ爲ヨ、他人ヲ惑  
ハスコトナカレト、<sup>④</sup>天皇、在位、十四年ニシテ崩  
ス、年四十八、

第三十二代、用明天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、磐余  
ニ都ス、コレヲ池邊雙槻宮トイフ、○敏達天皇ノ  
崩ズルニ及ビテ、穴穗部皇子陰ニ覬覦ヲ懷キ又  
殞宮ニ入リテ、其ノ皇后ヲ悉センコトヲ謀ル、三  
輪逆、コレヲ拒ム、皇子怒リテ、物部守屋ヲシテ、逆  
ヲ殺サシム、○天皇病アリ、群臣ヲシテ佛ニ禱ラ  
ンコトヲ議セシム、物部守屋、中臣勝海、コレヲ諫

ム、蘇我馬子、詔旨ヲ賛成ス、穴穗部皇子、僧ヲ引キ  
テ、宮ニ入ル、守屋怒リテ、コレヲ睨ス、是ヨリ馬子  
ト守屋勝海ト、怨隙滋甚シ、馬子、迹見、赤禱ヲシテ、  
勝海ヲ殺サシム、天皇在位、二年ニシテ崩ス、享年未詳  
ナラ

第三十三代、崇峻天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、用明  
天皇崩シテ嗣無シ、物部守屋、諸皇子ヲ去リテ、穴  
穗部皇子ヲ立テントス、蘇我馬子、其ノ謀ヲ聞キ  
テ、敏達天皇ノ皇后、炊屋姫尊即推古天皇ナリノ旨ヲ奉  
ジ、人ヲシテ、穴穗部皇子及宅部皇子ヲ殺サシム、

又廐戸皇子ト謀リ、守屋ヲ攻メテ、其ノ族ヲ殲ス、  
 是ニ於テ、炊屋姫尊、群臣ト策ヲ定メテ、天皇ヲレ  
 テ、即位セシム、倉梯宮ニ治ス、○蘇我馬子、專横日  
 ニ甚シ、天皇コレヲ疾ム、馬子懼レテ、東漢駒ヲレ  
 テ、天皇ヲ弑セシム、駒ヨリ、馬子ノ寵ヲ恃ミ、  
 其ノ女ヲ姦ス、馬子怒テ、駒ヲ殺レテ曰ク、吾、君ヲ  
 弑ヒシ賊ヲ誅スト、○天皇在位五年、年七十三、  
 第三十四代、推古天皇ハ、用明天皇ノ同母妹ナリ、  
 敏達天皇ノ五年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ、豐浦  
 宮ニ即位ス、後、小墾田宮ニ遷ル、○廐戸皇子ヲ立

テ、太子トシ、政ヲ攝セシム、太子及蘇我馬子ニ  
 詔レテ、佛法ヲ興隆セシム、是ニ於テ、群臣競ヒテ、  
 佛寺ヲ造ル、○百濟ヨリ、曆、天文、地理、遁甲、方術等  
 ノ書ヲ獻ズ、太子憲法十七條ヲ撰テ、詔レテ、冠位  
 十二階ヲ定メ、又天皇記、國記、及諸臣、庶人等ノ本  
 記ヲ録セシム、小野妹子ヲ、隋ニ遣ハス、支那ト通  
 ズルゴト此ニ始マル、池溝ヲ、倭山背河内ニ作リ、  
 國毎ニ、屯倉ヲ置ク、在位、三十六年ニ、崩ズ、年  
 七十五、遺詔レテ、厚ク葬ルコト勿カラシム、  
 第三十五代、舒明天皇ハ、敏達天皇ノ孫ニ、レテ、押

坂彦人、大兄皇子ノ子ナリ、都ヲ飛鳥岡ニ遷ス、コレヲ岡本宮トイフ、○蝦夷反ス、上毛野形名ヲレテ討チテコレヲ平ケン、其ノ妻夫ヲ助ケテ功アリ、○始メテ斗升斤量ヲ定ム、○天皇在位、十三年ニシテ崩ズ、享年未詳、第三十六代、皇極天皇ハ、



形名ノ妻酒ヲ夫ニ勸ムル圖

敏達天皇ノ曾孫ニシテ、茅渟王ノ女ナリ、舒明天

皇ノ二年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ即位ス、飛鳥

板蓋宮ニ治ス、○蘇我、蝦夷ノ子入鹿、政ヲ擅ニシ、

父子相與シ、不軌ヲ謀ル、中大兄皇子、天智中臣鎌

足等ト謀リテ、父子ヲ誅ス、蝦夷誅セラル、ニ臨

ミテ、悉、天皇記、國記、及珍寶ヲ焚ク、船、惠尺、國記ヲ

火中ヨリ取リテ、中大兄皇子奉ル、○天皇位又輕

皇子孝德天皇ニ讓ル、在位三年

第三十七代、孝德天皇ハ、皇極天皇ノ同母弟カリ

中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トス、都ヲ難波、長柄、豐

崎ニ遷ス此ノ時始メテ年號ヲ建テ大化下イ  
 大、神武天皇即位紀元ノ年ヲ距ルコト一千三百  
 五年ナリ○鐘匱ヲ朝ニ設クテ冤枉ヲ訴ヘシメ  
 畿内ヲ定メ關驛ヲ建テ國造ヲ罷メ國司郡司ヲ  
 置キ國界ヲ分テ田制ヲ定メ租庸調ノ法ヲ制シ  
 又冠十三階ヲ定メ更ニ十九階ヲ制シ八省百官  
 ヲ置ク國家ノ制度大ニ備ハル在位十年ニシテ  
 崩ズ年五十九

第三十八代齊明天皇大皇極天皇重祚ニ號ナリ  
 飛鳥板蓋宮ニ即位シテ明年飛鳥岡本宮ニ遷ル

コレヲ後飛鳥岡本宮ト云フ○阿倍比羅夫舟師  
 ヲ率ヰテ蝦夷ヲ征シ遂ニ肅慎ヲ伐ツ○有間皇  
 子反ヲ謀ル事發レテ誅ニ伏ス○新羅兵ヲ唐國  
 ニ借リテ百濟ヲ代ツ天皇コレヲ救ハンコトヲ  
 欲シテ親舟師ヲ帥キ西州ニ幸ヒ遂ニ筑紫朝倉  
 宮ニ崩ス在位七年前後合セテ十年ナリ年六十  
 八

第三十九代天智天皇ハ舒明天皇ノ子ナリ都ヲ  
 近江國ニ遷スコレヲ大津宮トイフ○天皇至孝  
 ニシテ先帝ヲ殯スルコト六年明年ニ至リテ始

メテ即位ノ禮ヲ行フ、○敕シテ冠位二十六階ヲ制ス、○中臣鎌足ヲ大臣ニ任シ、大織冠ニ叙シ、藤原氏ヲ賜ス、大友皇子弘文天皇ヲ太政大臣トス、太政大臣、此ニ始マル、侍臣ニ詔シテ律令ヲ撰ビ、戶籍ノ法ヲ定メシム、又大堤ヲ筑紫ニ築キテ水ヲ貯フ、名ゲテ水城ト云フ、始メテ御製ノ漏刻ヲ置キ、鐘鼓ヲ擊チテ以テ時ヲ報ビシム、○天皇病アリ、皇太弟大海ハ皇子天武天皇ヲ召シテ屬スルニ後事ヲ以テス、皇太弟疾ト稱シ、固辭シテ僧トナリ、菟野ニ入ル、是ニ於テ大友皇子ヲ皇太子トス、天皇

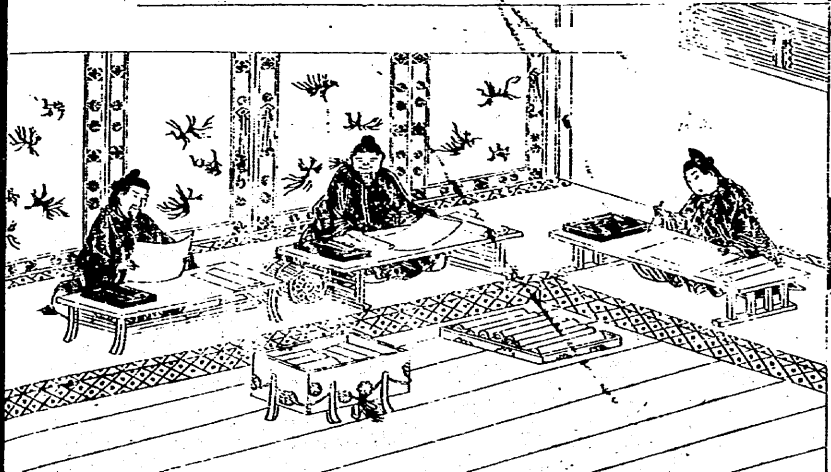
文學ヲ好ミ、治體ヲ明ニシ、學校ヲ興レ、典禮ヲ制ス、其文物憲章、粲然トシテ觀ルベシ、在位十年ニシテ崩ズ、年四十六、

第四十代、弘文天皇ハ、天智天皇ノ子ナリ、大津宮

ニ即位ス、尋テ大海人皇子ヲ擧グ、天皇コレヲ征シテ克タズ、近江國長等ノ山前ニ崩ズ、コレヲ壬申ノ亂トイテ、在位七月、年二十五、明治三年、始メテ謚ヲ上ル、

第四十一代、天武天皇ハ、天智天皇ノ同母弟ナリ、飛鳥浄見原宮ニ即位ス、詔シテ律令ヲ定メ、帝紀

律令ヲ定メ帝紀ヲ撰ノ圖



及上古ノ事ヲ撰録セル  
 メ、又親王ヨリ、庶人ニ至  
 ルマデノ、服色ヲ分チ、天  
 下諸氏ノ姓ヲ定メテ、八  
 種トシ、爵位ノ制ヲ改メ  
 テ、諸王ニ十二階、諸臣ニ  
 四十八階トス、○諸國ノ  
 境域ヲ定ム、○天皇在位  
 十五年ニ崩ス、享年未詳  
 ナラ

第四十二代、持統天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、天  
 武天皇ノ皇后ナリ、天武天皇崩スルニ及ビテ朝  
 ニ臨ミ政ヲ聽ク、後三年、皇太子草壁薨ズ、因リテ  
 卽位シ、藤原宮ニ治ス、○大津皇子、反ヲ謀リ、事發  
 レテ死ヲ賜ス、○詔レテ、服色ヲ定メテ、七種トシ、  
 朝堂座上ノ禮ヲ制ス、始メテ、元嘉曆ト、儀鳳曆ト  
 ヲ行フ、又陣法博士ヲ、諸國ニ遣ハレテ、武ヲ講ゼ  
 レム、○天皇位ヲ珂瑠皇子文武天皇ニ讓ケ、在位十年、  
 大寶二年十二月崩ズ、年五十八、  
 第四十三代、文武天皇ハ、岡宮天皇天武帝ノ太子草壁皇子

予ナリ、藤原宮ニ即位ス持統天皇ヲ尊ビテ、太上  
 天皇ト稱ス、太上天皇ノ號此ニ始マル○詔レテ、  
 官名、位號、服色ヲ改メ、位記ヲ用井テ、位冠ヲ賜フ  
 ヲトフ傳ム律令ヲ撰定シ、新律度量ヲ頒ツ又田  
 租ノ法ヲ定ム、在位十一年ニシテ崩ズ、年二十五  
 第十四代、元明天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、文  
 武天皇ノ母ナリ、都ヲ平城ニ遷ス、以下北仁天皇  
 ニ都スルコト七代○陸奥越後ノ蝦夷反ス、伐テコレヲ  
 平ク○始ノテ都亭驛ヲ置キ、又挑文師ヲ諸國ニ  
 遣ハシテ、錦綾ヲ織ルコトヲ教ヘレム、○太安麻

呂古事記ヲ上ツル、又諸國ニ詔レテ、風土記ヲ奉  
 ラシメ、郡郷ノ名務メテ佳字ヲ用井シム○使ヲ  
 七道ニ遣ハシテ、囚徒ヲ録セシム、○陸奥出羽ノ  
 蝦夷、南島ノ奄美、夜久、度感、信覺、球美等ノ人來朝  
 レテ、方物ヲ獻ズ、○天皇位ヲ氷高内親王元正天皇  
 禪ル、在位七年、養老五年十二月崩ズ、年六十一、  
 第四十五代、元正天皇ハ、文武天皇ノ姪ナリ○諸  
 國ニ令レテ、調庸ノ斤兩長短ヲ定メ、諸帳簿ノ式  
 ヲ頒ル、又藤原不比等等ニ敕レテ、律令ヲ修メシ  
 ム、國內ノ百姓ヲシテ、社ヲ右ニセシム、○始メテ



諸國ニ按察使ヲ置キ、又、渡島、津輕、津司等ノ、靺鞨國ニ遣ハレテ、其ノ風俗ヲ觀セシム、○舍人親王、日本紀三十卷、系圖一卷ヲ上ソル、○蝦夷反ス、丹治比、縣守等ヲレテ、討テテコレヲ平ゲシム、○天皇位ヲ首皇子聖武天皇ニ禪ル、在位九年、天平二十年四月崩ス、年六十九、

第四十六代、聖武天皇ハ、文武天皇ノ子ナリ、○蝦夷反ス、藤原、宇合等ヲレテ、討テテコレヲ平ゲシム、○始メテ、畿内總管、諸道鎮撫使ヲ置キ、尋テ節度使ヲ置ク、○新羅來朝ノ期、三年ニ一タビスル

コトヲ許ス、○藤原、廣嗣反ス、大野東人ヲレテ、討テテコレヲ平ゲシム、○天皇、佛法ヲ尊崇シ、篤シ僧侶ノ敬ス、金銅盧舍那佛ノ大像ヲ造ル、出家シテ、自、勝滿ト稱ス、在位二十五年ニレテ、位ヲ、阿倍皇女孝謙天皇ニ禪リ、天平勝寶八歲五月崩ス、年五十六

第四十七代、孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ女ナリ、始メテ、紫微内相ヲ置キ、藤原、仲麻呂ヲ以テ、コレニ任シ、内外諸、兵事ヲ掌ラシム、橘、奈良麻呂其ノ權ヲ專ニスルヲ惡ミ、コレヲ除カンコトヲ欲シ、遂ニ

廢立ヲ謀ル、事泄レテ獄ニ下リ、黨與罪ヲ得ル者衆シ、時ニ藤原豐成、右大臣タリ、寬厚ニシテ、時望ヲ得、仲麻呂コレヲ忌ミ、遂ニ豐成ヲ誣ヒテ、其ノ黨ナリトス、因リテ、太宰、員外、帥ニ貶ス、是ヨリ、仲麻呂益横肆ナリ、○天皇、在位、十年ニシテ、位ヲ大炊皇子淳仁ニ讓ル

第四十八代淳仁天皇ハ、崇道盡敬皇帝

天武帝ノ子舍人、親

王ノ子ナリ、○仲麻呂等ニ詔レテ、官制ヲ改メシム、又、仲麻呂ニ、名ヲ押勝ト賜ヒ、姓ニ惠美ノ二字ヲ加ス、○國司ニ交替、六年ヲ以テ限トシ、三年毎

ニ巡察使ヲ遣ハシテ、治績ヲ檢校セシム、○初、上

皇孝謙押勝ヲ寵ス、既ニシテ、僧道鏡ヲ近ツク、天

皇屢、以テ言ヲナス、上皇擇バス、五位以上ヲ朝ニ

召シ、親、國家ノ大事ヲ決ス、押勝、道鏡ノ爲ニ、其寵

ヲ奪ハレンコトヲ懼レ、奏シテ、四畿内、伊勢、美濃

越前、近江、丹波、播磨ノ國ノ、兵事都督ヲ請ヒ、遂ニ

近江ニ據リテ反レ、鹽燒王ヲ立テ、帝ト稱ス、藤

原、藏下麻呂ヲレテ討チテコレヲ誅セシム、上皇

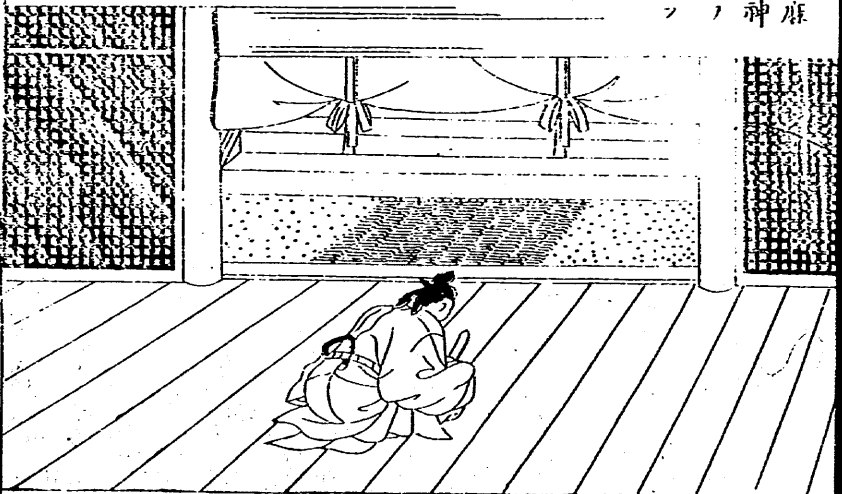
詔レテ、道鏡ヲ、大臣禪師トシ、封戶、職分田、皆大臣

ニ準ス、天皇ヲ廢シテ、淡路公トシ、其ノ國ニ遷ス

世ニ淡路廢帝ト稱ス。○天皇、在位六年、天平神護元年十月、淡路ニ崩ス、年三十三、後、明治三年、謚ヲ上ル、

第四十九代、稱德天皇ハ、孝謙天皇重祚ノ號ナリ、天皇既ニ佛ニ歸シ、是ニ至リテ、復萬機ニ臨メリ、○和氣王反ノ謀リ、事發レテ、誅ニ伏ス、詔シテ、道鏡ヲ以テ、太政大臣禪師トシ、文武百官ヲシテ、拜賀セシム、尋テ、法王ノ位ヲ授ケ、輿服、飲食、皆供御ニ擬セシメ、大小ノ政、其決ヲ取ラザルハ、無シ、會太宰ノ主神習宜、阿曾麻呂、宇佐八幡、大神ノ託宜

清麻呂神教ノ圖



ト矯リ、道鏡ヲシテ、位ニ即カシメ、天下泰平ナラント奏ス、是ニ於テ、天皇和氣清麻呂ヲ、宇佐ニ遣ハシテ、神教ヲ請ハシム、發スルニ臨ミテ、道鏡又示スニ、恩威ヲ以テシ、其ノ非望ヲ遂ケンコトヲ欲ス、清麻呂歸リテ、神語ヲ奏シテ曰ク、我が國

開闢以來、君臣ノ分<sup>ル</sup>リ、未<sup>レ</sup>臣ヲ以テ、君トセシ  
 コトアラズ、天<sup>ノ</sup>日嗣ハ、必皇緒ヲ立テ、早ク無道  
 ノ人ヲ除ケト、道鏡怒リテ、清麻呂ヲ大隅ニ流シ、  
 人ヲシテ、ユレヲ途ニ殺サシメントシテ、能ハス、  
 ○天皇、在位五年、前後合セテ、十五年ニシテ崩ク、  
 年五十三、

第五十代、光仁天皇ハ、天智天皇ノ孫ニシテ、春日

宮、天皇施基親王ノ子ナリ、天皇、天平勝寶以來、國ニ儲

貳無クシテ、人々相疑ヒ、横禍ニ罹ル者、多キヲ慮  
 リ、酒ノ縱ニシテ、自晦ス、稱徳天皇、崩スルニ及ヒ

テ、遺詔ヲ奉シ、即位シ、道鏡ヲ造下野、藥師寺、別當  
 ニ貶シ、清麻呂ヲ召還シテ、本位ニ復ス、○詔シテ、  
 内外ノ官員ヲ省ク、又、三關邊要ノ外ハ、悉諸國ノ  
 冗兵ヲ除キ、コレヲシテ、農耕ニ就カシム、三關ト  
 ハ、伊勢ノ鈴鹿、美濃ノ不破、越前ノ愛發ナリ、○天  
 皇、在位十二年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓リ、尋テ崩  
 ズ、年七十三、

第五十一代、桓武天皇ハ、光仁天皇ノ子ナリ、都ヲ  
 山城ニ遷シテ、コレヲ平安城トイフ、コレヨリ以  
 後、歴代ノ皇居タリ、○淡海、三船ヲシテ、神武天皇

ヨリ以來、列朝ノ謚號ヲ定メシム、○詔シテ、三關  
 ヲ廢シ、公私ノ往來ニ便ス、是ノ時、蝦夷數反ス、大  
 伴、弟麻呂、坂上、田村、麻呂等ヲシテ、討ナテコレヲ  
 平ゲシム、○菅野真道等續日本紀ヲ上ル、天皇、在  
 位、二十年ニシテ崩ズ、年七十、

第五十二代、平城天皇ハ、桓武天皇ノ子ナリ、○皇  
 弟伊豫親王、反ヲ謀ルト告ル者アリ、因リテ死ヲ  
 賜ヒ、其ノ黨ヲ流ニ處ス、○天皇、在位四年ニシテ、  
 位ヲ皇太弟ニ讓ル、天長元年七月崩ズ、年五十一、  
 第五十三代、嵯峨天皇ハ、平城天皇ノ同母弟ナリ、

○尚侍藥子、平城上皇ニ復辟ヲ勸ム、旨ヲ矯リテ、  
 都ヲ平城ニ遷サントシ、人心騷然タリ、天皇詔シ  
 テ、藥子ノ罪ヲ暴白シ、其ノ兄藤原仲成ヲ收ス、上  
 皇怒リテ、兵ヲ率テ東國ニ入ラントス、天皇乃、仲  
 成ヲ誅シ、兵ヲ遣ハシテ、上皇ヲ路ニ邀キテシム、  
 上皇進ムコトヲ得ズ、因リテ宮ニ還リ、剃髮シ、藥  
 子自盡シテ、事平ゲリ、○天皇博學ニシテ、文ヲ能  
 クシ、書ヲ巧ニス、在位十四年ニシテ、位ヲ皇太弟  
 ニ讓ル、承和九年七月崩ズ、年五十五、  
 第五十四代、淳和天皇ハ、嵯峨天皇ノ弟ナリ、○清

原夏野等ニ敕シテ、令義解ヲ撰バシム。○夏野奏  
 シテ、親王ヲ諸國、守トシ、庶務ヲ習ハシメンコト  
 ヲ請フ、是ニ於テ、上總、常陸、上野ヲ以テ、親王ノ任  
 國トス。○天皇、在位十年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓  
 ル。承和七年五月崩ス、年五十五。

第五十五代、仁明天皇ハ、嵯峨天皇ノ子ナリ。○伴  
 健岑、橘逸勢等、陰ニ太子恒貞ヲ奉シテ、天皇ヲ廢  
 センコトヲ謀リ、事發ル、因リテ太子ヲ廢シ、健岑  
 逸勢ヲ、流ニ處ス。○日本後紀成ル、○天皇、在位十  
 七年ニシテ崩ス、年四十一。

第五十六代、文德天皇ハ仁明天皇ノ子ナリ、天皇、  
 資性明察、心ヲ政事ニ留ノテ、能ク人ノ姦ヲ知ル  
 但多病ナルヲ以テ、事ヲ視ルコトアタハス、在位  
 僅ニ八年ニシテ崩ス、時人コレヲ惜ム、年三十二。  
 第五十七代、清和天皇ハ、文德天皇ノ子ナリ、天皇、  
 九歳ニシテ即位ス、政ヲ藤原良房ニ攝セシム、其  
 ノ外祖タルヲ以テナリ、既ニレテ、良房薨ス、天皇、  
 政ヲ親シ、日萬機ヲ紫宸殿ニ視ル、是ヲ以テ、内外  
 肅然トシテ、國家寧靜ナリ。○貞觀格式、及續日本  
 後紀成ル、○天皇、在位十八年ニシテ、位ヲ皇太子

ニ讓ル、元慶四年十二月崩ス、年三十一、

第五十八代、陽成天皇ハ、清和天皇ノ子ナリ、天皇、

十歳ニシテ即位ス、藤原基經、政ヲ攝ス、良房ノ例

ニ沿カヘルナリ、○出羽ノ夷、倭反ス、藤原保則、小

野、春風等ヲシテ討チテコレヲ平ケレム、○文德

天皇實録成ル、○天皇遊嬉度無ク、屢不辜ヲ殺ス、

是ニ於テ、基經公卿ト謀リ、天皇ニ請ヒテ、位ヲ讓

ラレム、是ノ時、年十七、在位八年ナリ、天曆三年、九

月崩ス、年八十二、

第五十九代、光孝天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ、○天

皇謙恭寬仁ナリ、故ニ基經群臣ト迎ヘテコレヲ

立ツ、○公卿奏シテ五位以上ノ封祿ヲ減セシコ

トヲ請フ、許サズ、敕シテ御服ノ絹綿ノ數ヲ減ス、

○天皇在位三年ニシテ崩ス、年五十八、

第六十代、宇多天皇ハ、光孝天皇ノ子ナリ、○詔レ

テ、萬機巨細ト無ク、一切基經ニ關白セシム、關白

此ニ始マル、尋テ又三宮ニ準ス、○天皇嘗テ畫工

ヲシテ、殷周以來ノ名臣ノ像ヲ紫宸殿ノ障子ニ

圖セシム、コレヲ賢聖障子トイフ、在位十年ニシ

テ、位ヲ皇太子ニ讓ル、承平元年七月崩ス、年六十

五、

第六十一代醍醐天皇ハ

宇多天皇ノ子ナリ、○藤

原時平、菅原道真ト、共ニ

政ヲ執ル、道真庶務ヲ綜

理シ裁決流ル、ガ如シ、

天下望ヲ屬ス、時平等コ

レテ嫉ミテ、誣フルニ異

圖アルヲ以テス、天皇其

ノ讒ヲ信シテ、道真ヲ太

宰權帥ニ左遷ス、天下コレヲ冤トス、○天皇心ヲ

政事ニ留メ、温顔ヲ以テ群臣ニ對シ、其ノ言ヲ盡

サレム、又嘗テ寒夜ニ方リ、御衣ヲ脱レテ曰ク、凍

餒ノ民以テ想フベキナリト、故ニ後世稱レテ延

喜ノ政トイフ、延喜ハ當時ノ年號ナリ、此ノ世ニ、

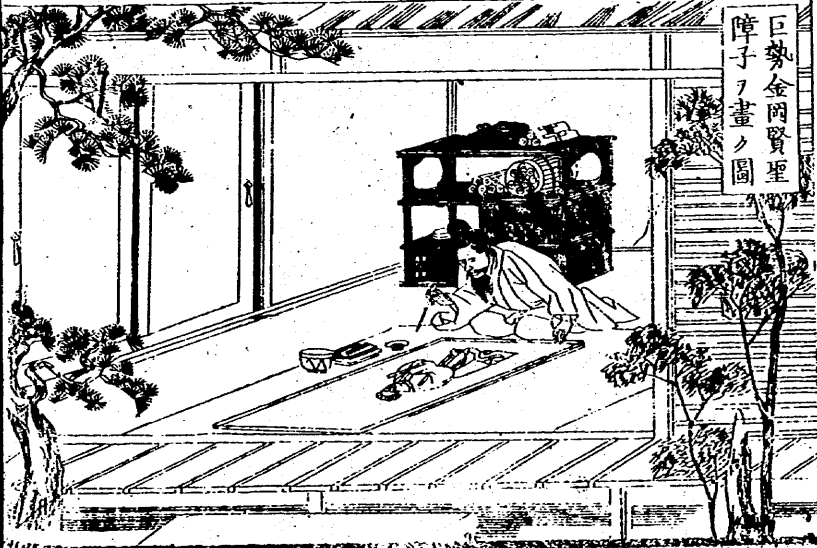
延喜式及三代實錄成ル、○天皇在位三十三年、位

ヲ皇太子ニ讓リ、尋テ崩ス、年四十六、

第六十二代朱雀天皇ハ、醍醐天皇ノ子ナリ、○平

將門、伯父常陸、大掾國香ヲ常陸ニ殺ス、武藏權守

興世王、凶險ニレテ亂ヲ好ム、將門延キテ謀主トシ





下總ニ反レ、坂東諸國ヲ陷レ、都ヲ猿島ニ建テ、偽百官ヲ備ヘ、自、新皇ト稱ス、是ノ時ニ當リテ、藤原純友既ニ難ヲ伊豫ニ起シ、東西相應シ、天下騷然ク、因リテ、藤原忠文ヲ征東大將軍トシ、未至ラサルニ、平貞盛、藤原秀郷等、將門ヲ討ス、尋テ橘、遠保、純友ヲ伊豫ニ誅レ、首ヲ京師ニ傳ヘ、賊悉ク平グコレヲ承平天慶ノ亂トイテ、承平天慶セ、亦當時ノ年號ナリ、○天皇在位十六年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、天曆六年八月崩ス、年三十三

第六十三代、村上天皇ハ朱雀天皇ノ同母弟トシ

○天德四年九月、禁中火ク、累世ノ寶器、文籍、多ク焚ケタリ、獨神鏡ノミ、灰燼ノ中ニ在リテ、形質損ゼス、○天皇嘗テ一老吏ニ問ヒテ曰ク、朕ガ治、延喜ノ朝ト、得失何如、對ステ曰ク、老吏何ヲカ知ラシ、唯主殿察進ル所ノ松明、舊ニ比スレバ、多クシテ、率分堂ニ草生スルヲ異ナリトスルノカミト、天皇大ニ愧ヂテ、益政事ヲ勤ム、時ニ年號ヲ天曆トイテ、故ニ後世治ヲ説ク者、必延喜天曆ヲ稱ス、○天皇在位二十一年ニシテ、崩ス、年四十二、

第六十四代、冷泉天皇ハ、村上天皇ノ子ナリ、○橘

繁延等、爲平親王ヲ奉シテ、亂ヲ作サンコトヲ謀ル事發レテ、流ニ處ス。○天皇儲貳タリレトキヨリ、心疾ヲ患フ、位ニ即クニ及ビテ、増劇シ、是ヲ以テ、政外戚藤原氏ニ歸ス、朝綱ノ振ハサルコト、寔ニ此ニ始マル。○天皇在位二年ニレテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛弘八年十月崩ス、年六十二。

第六十五代、圓融天皇公、冷泉天皇ハ同母弟ナリ、在位十五年ニレテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、正曆二年二月崩ス、年三十三。

第六十六代、華山天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ、○天

皇即位ノ初、心ヲ政事ニ委レ、紀綱肅然タリ、女御  
 祇子卒スルニ及ビテ、悲哀シテ已マズ、遂ニ藤原  
 道兼ニ誘ハレテ、潛ニ宮ヲ出テ、華山ノ元慶寺ニ  
 入り、落髮シテ僧トナル。○天皇在位僅ニ二年、寛  
 弘五年二月崩ス、年四十一。

第六十七代、一條天皇ハ、圓融天皇ノ子ナリ、○關  
 白藤原道長權ヲ專ニス、天皇心ヨシニ疾ハト雖  
 遂ニ制スルコト能ハス。○天皇在位二十五年ニ  
 レテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛弘八年六月崩ス、年三  
 十二。

第六十八代三條天皇ハ冷泉天皇ノ子ナリ、○藤原道長益々專恣ナリ、○天皇在位五年ニシテ位ヲ皇太子ニ讓ル、寛仁元年五月崩ス、年四十二、

第六十九代後一條天皇ハ、一條天皇ノ子ナリ、○

三條天皇、敕シテ子敦明親王ヲ立テ、後一條天皇

ノ儲貳トス、其ハ統ヲ存センコトヲ欲スレバナ

リ、既ニシテ東宮位ヲ辭ス、道長奏シテ、小一條院

ト號シ、上皇ニ准シ、皇弟敦良親王後朱雀天皇ヲ立テ、

皇太弟トス、道長朝ニ立ツコト、四十餘年、一家

ヲ三后ヲ出ダス、天皇皇太弟、皆其ノ女ノ生ハ

所ナリ、○天皇在位二十

年ニシテ崩ス、年二十九、

第七十代、後朱雀天皇ハ、

後一條天皇ノ同母弟ナ

リ、○皇居火ク、神鏡火中

ニ在リテ、毀損セズ、○天

皇在位九年、位ヲ皇太子

ニ讓ル、尋テ崩ス、年三十

第七十一代、後冷泉天皇

清原光賴弟武則ト源賴義ニ來リ屬スル圖



三十四

大正

ハ、後朱雀天皇ノ子ナリ、○陸奥ノ俘囚安倍賴時、  
 亂ヲ作ス、源賴義ニ命シテ、コレヲ討タシム、其ノ  
 子貞任、又叛キ、執益張ル、賴義出羽ノ豪族清原武  
 則ヲ招致シ、共ニ入リ討チテ、コレヲ平メ、コレヲ  
 前九年ノ役トイフ、○天皇、在位二十三年ニシテ  
 崩ス、年四十四、

日本略史上卷終

明治十二年四月五日御届  
 同年同月十五日刻成



翻  
 出 版 人 刻

愛知縣平民

高須又八

三河國渥美郡

豐橋兵服町貳拾貳番屋敷居住